二　変更後の特定半導体生産施設整備等計画認定番号
三　認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称
四　変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

（認定特定半導体生産施設整備等計画の変更の指示）

第十三条　経済産業大臣は、法第十二条第三項の規定により認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を当該変更の指示を受ける認定特定半導体生産施設整備等事業者に交付するものとする。

（認定特定半導体生産施設整備等計画の認定の取消し）

第十四条　経済産業大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定特定半導体生産施設整備等計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による通知書を当該認定が取り消される認定特定半導体生産施設整備等事業者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、認定特定半導体生産施設整備等計画の認定を取り消したときは、様式第二十四により、その認定を取り消された日付、特定半導体生産施設整備等計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第十五条　認定開発供給事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第二十五により経済産業大臣に報告しなければならない。

2　認定特定半導体生産施設整備等事業者は、認定特定半導体生産施設整備等計画の各事業年度における実施状況を原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第二十六により経済産業大臣に報告しなければならない。

様式第１中「申請者」を「開発供給計画申請者」に改め、「国民・」を削る。

様式第１１中「申請者」を「開発供給計画申請者」に改める。

様式第七中「変更申請者」を「変更開発供給計画申請者」に、「変更申請書」を「変更開発供給計画申請書」に改める。

様式第十三中「第９条関係」を「第15条第１項関係」に改め、同様式を様式第二十五とする。

様式第十二の次に次の十二様式を加える。

様式第十三（第９条第１項関係）

特定半導体生産施設整備等計画の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第11条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定半導体生産施設整備等計画

１　名称等（注１）

(1)　代表申請者の名称等

事業者の氏名又は名称
代表者名（事業者が法人の場合）
資本金の額又は出資の総額
常時使用する従業員の数
法人番号
日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号
担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

(2)　共同申請者の名称等

事業者の氏名又は名称
代表者名（事業者が法人の場合）
資本金の額又は出資の総額
常時使用する従業員の数
法人番号
日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号
担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等）

（注１）　代表申請者に特定半導体の生産実績がない場合は、生産実績を有する事業者との共同申請を必ず行うこと。その際、代表申請者との資本関係を示す資料及び代表申請者が本計画に基づいて行う事業が実施できなくなった場合に当該事業を引き継いで実施する又は特定半導体の生産を代わりに行うことができる旨の誓約書、添付書類を提出すること。また、代表申請者又は代表申請者に特定半導体の生産実績がない場合に共同申請する生産実績を有する事業者は、国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

（実施状況の報告）

第九条　認定開発供給事業者は、経済産業大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により経済産業大臣に報告しなければならない。

（新設）